

労働組合の現況について

年 月 日現在の標記状況は以下の通りです。

1. 厚生年金適用事業所名
2. 労働組合の名称
3. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の数
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生(支)局長 殿

厚生年金適用事業所名

所在地

事業主名

住所

印

(日本工業規格 A 列 4 番)

(備考)

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第 3 条第 1 項又は第 3 項第 6 号に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生(支)局長」は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあっては、その一の代表)の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。